

四日市市訓令第8号

庁中一般
各公所

四日市市個人情報管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年10月1日

四日市市長 森智広

四日市市個人情報管理規程の一部を改正する規程

四日市市個人情報管理規程（平成27年四日市市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(特定個人情報に係る事務取扱担当者)</u></p> <p><u>第9条の2 保護管理者は、所管課において特定個人情報を取り扱う事務を担当する職員（以下「事務取扱担当者」という。）を指名するものとする。この場合、保護管理者は、事務取扱担当者の範囲と権限の内容を特定個人情報に係る業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しなければならない。</u></p> <p><u>2 保護管理者は、前項の規定に基づき指名した事務取扱担当者を総括保護管理者に報告するものとする。</u></p> <p><u>3 保護管理者は、事務取扱担当者以外の職員に特定個人情報を取り扱わせてはならない。</u></p> <p><u>4 次条の規定は、事務取扱担当者に適用しない。</u></p> <p><u>（法に基づく報告及び通知）</u></p>	<p><u>（法に基づく報告及び通知）</u></p>

第25条 漏えい等が生じた場合であつて個人情報保護法第68条第1項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要する場合には、前条で定める事項と並行して、速やかに実施する。

第25条 漏えい等が生じた場合であつて個人情報保護法第68条第1項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要する場合には、前条で定める事項と並行して、速やかに所定の手続を行うとともに、個人情報保護委員会による事案の把握等に協力する。

附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。

(総務部総務課)